

第1回 学校規模適正化推進懇談会（全体会）

平成29年10月12日（木）午前9時30分～
なごや小学校メディアルーム

〈次 第〉

- 開会・事務局あいさつ
- 出席者紹介
- 座長及び部会長の選出

1 内容説明及び質疑

- (1) 小規模化の現状
- (2) 学校規模適正化の必要性
- (3) 本市の小規模校対策（学校統合）の取組み
- (4) 対策を見直す背景
- (5) 学校規模適正化を推進するために

2 その他

学校規模適正化推進懇談会 委員

(50音順、敬称略)

委員氏名	所属等	全体会	部会	
			適正化	施設
市川 裕一	名古屋市立小中学校長会 副会長兼中学校部長	○		○
大澤 敬子	名古屋市立小中学校PTA協議会 副会長	○	○	
大野 鉦三	名古屋市区政協力委員議長協議会 議長	○	○	
河下 卓司	教員代表 (小・中学校)	○		○
川北 貴之	名古屋市立小中学校長会 会長	○	○	
河村 幸守	幅下学区区政協力委員会 委員長	○	○	
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	○		○
佐藤 慎一	教員代表 (小・中学校)	○	○	
嶋津 隆文	NPOフォーラム自治研究理事長 (元田原市教育長)	○	○	
清水 敬介	名古屋市立小中学校PTA協議会 会長	○	○	
杉本 義彦	那古野学区区政協力委員会 委員長	○	○	
土屋 武志	愛知教育大学教授・愛知教育大学附属名古屋小学校長	○	○	
三輪 悠紀夫	江西学区区政協力委員会 委員長	○	○	

第1回懇談会 代理出席者

委員氏名	所属等	全体会	部会	
			適正化	施設
坂野 幸彦	名古屋市立小中学校長会 中学校副部長	○	○	

オブザーバー

氏名	所属等	全体会	部会	
			適正化	施設
森 由佳里	名東区長	○	○	
山田 茂夫	天白区長	○	○	
鬼頭 昌也	なごや小学校長	○	○	

学校規模適正化推進懇談会開催基準

平成29年 8 月31日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、小学校及び中学校の学校規模の適正化に関する意見聴取のため学校規模適正化推進懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に関して、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 懇談会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が指名する者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 地域代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(座長)

第3条 懇談会の座長は、構成員の互選により決定する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(会議の開催)

第4条 懇談会は、必要の都度教育委員会が開催する。

(謝金)

第5条 構成員（市職員を除く。）への謝金は、日額12,600円とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局総務部教育環境計画室において行う。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局総務部長が定める。

附 則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

学校規模適正化推進懇談会の会議の傍聴に関する取り扱い

(目的)

第1条 この取り扱いは、学校規模適正化推進懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、懇談会の座長又は座長が指名する者が、教育委員会事務局総務部教育環境計画室（以下「教育環境計画室」という。）の長と協議の上これを定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 懇談会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、懇談会の座長又は座長が指名する者が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、懇談会が傍聴を認めない議題に関する懇談等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、懇談会の座長又は座長が指名する者及び教育環境計画室の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、懇談会の座長又は座長が指名する者は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、懇談会の座長又は座長が指名する者は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10条 懇談会の座長又は座長が指名する者は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この取り扱いの周知を図らなければならない。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長又は座長が指名する者が懇談会の会議に諮り、又は教育環境計画室の長と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この取り扱いは、平成29年9月12日から施行する。

学校規模適正化推進懇談会の記録及び会議の傍聴について

1 会議録について

(1) 記載事項

- ア 会議の名称
- イ 開催の日時及び場所
- ウ 出席者の氏名及び出席職員の職名並びに人数
- エ 傍聴者の数(会議を公開した場合に限る。)
- オ 議題及び会議の公開又は非公開の別
- カ 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- キ 提案の趣旨、質疑・意見の主な内容、議事の結果
- ク その他必要とする事項

(2) 手続き

事務局において作成し、次回の会議で承認を得る。

2 会議の傍聴について

(1) 傍聴者の定員及びその決定方法

学校規模適正化推進懇談会の会議の傍聴に関する取り扱い(以下「取り扱い」という。)第2条に定める傍聴者の定員及びその決定方法は次のとおりとする。

ア 傍聴者の定員は、6人とする。

イ 傍聴を希望する者が6人を超えた場合は、くじ引きにより傍聴者を決定する。

(2) 傍聴の手続き

傍聴要領第3条に定める傍聴の手続きは、次のとおりとする。

ア 傍聴を希望する者は、会議開催当日30分前から15分前までに、傍聴申請書に自己の住所、氏名及び電話番号を記載し、所定の受付場所において傍聴の申出をしなければならない。

イ 会議開催15分前に傍聴を希望する者が定員を超えた場合には、くじ引きにより傍聴者を決定する。

ウ 傍聴の許可をした者には、傍聴許可証を交付する。

エ 傍聴許可証の交付を受けた者は、当日の会議開会中に限り傍聴することができる。

(3) 会議資料の提供について

会議資料については、傍聴者に可能な限り提供する。

ただし、提供が困難な資料については一部用意し、回覧する。

(4) 会議の公開について

ア 会議は原則公開とする。

イ 個人の職業、経歴、社会活動等通常他人に知られたくないと認められる情報(名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号該当)に関し調査審議を行うこととなる議題については、その会議を非公開とする。

ウ 会議の開催に際して個々の議題の公開・非公開については、イの基準に基づき、座長が事務局と協議の上判断するものとする。

エ イの基準で判断できない議題について懇談を行う場合の会議の公開・非公開の決定及びこの基本方針に定めのない事項の決定については、その都度座長が懇談会の会議に諮り、又は事務局と協議して行うものとする。

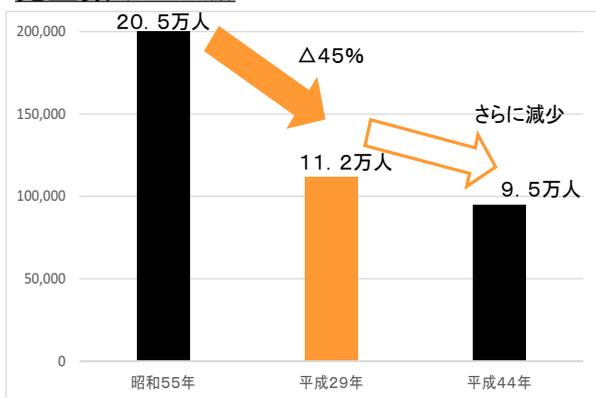
第1回 学校規模適正化推進懇談会

平成29年10月12日(木)

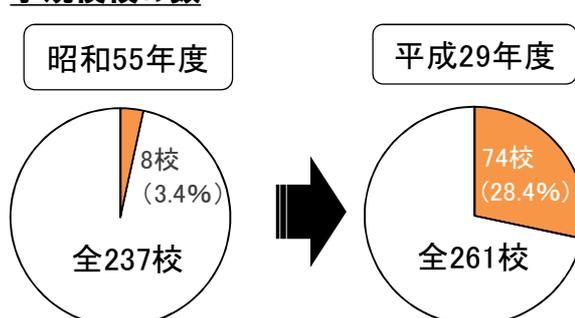
I 小規模化の現状

児童数と小規模校の数

児童数(6~11歳)



小規模校の数



小規模校とは・・・
クラス替えができない小学校(11学級以下)

児童数のピーク時と比べ、小規模校は大幅に増加
将来的にさらに増加する見込み

Ⅱ 学校規模適正化の必要性 小規模校の課題

「公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(文部科学省)より抜粋

①学級数が少なく、学校運営に支障

- クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- 教科等が得意な子どもの考え方にクラス全体が引っ張られがちとなる。
- 運動会・学芸会等の集団活動・行事の教育効果が下がる。

②教職員が少なく、学校運営に支障

- 経験年数や男女比等バランスのとれた教職員配置や指導が困難。
- 児童生徒の良さが多面的に評価されにくい、多様な価値観に触れにくい。
- 教職員一人当たりの校務分掌の負担が重い。

小規模校の課題

「公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(文部科学省)より抜粋

①学級数が少ない

②教職員が少ない

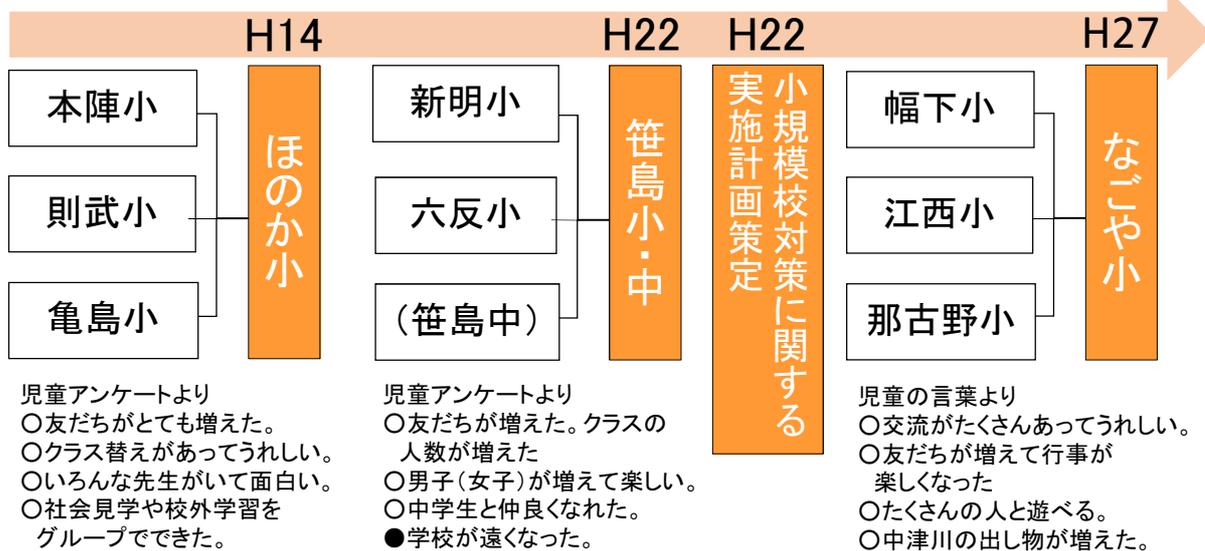
③児童・生徒に影響が発生

- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定。
- 切磋琢磨する環境での意欲等が引出されにくい。
- 教員への依存心が強まる可能性。

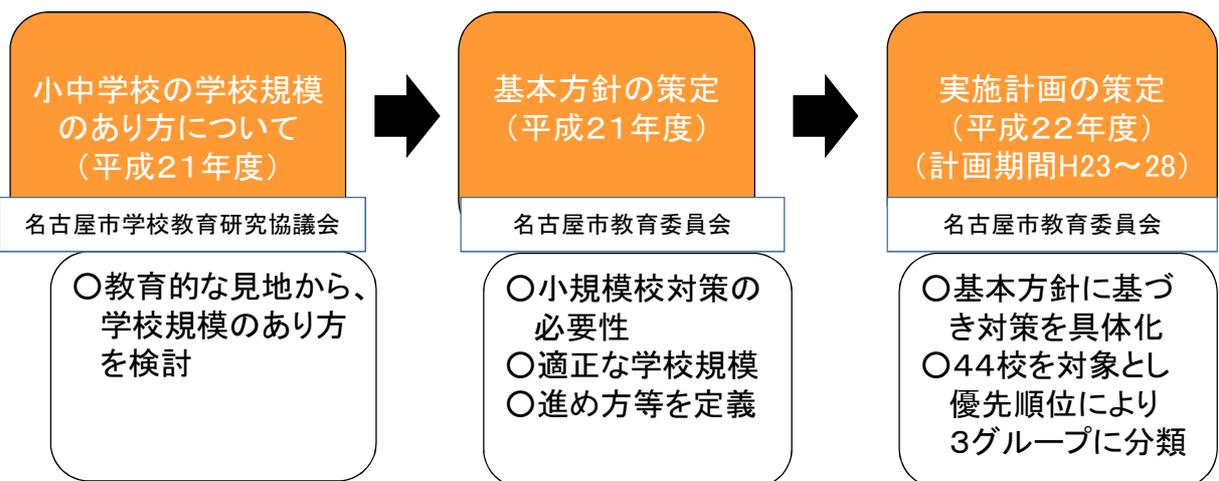
子どもが集団の中で多様な考えに触れることで
社会性や規範意識を身に付けることが重要。
そのために学校規模の適正化が必要！

Ⅲ 本市の小規模校対策(学校統合)の取組み

1 学校統合の実施状況



2 基本方針・実施計画の策定



3 実施計画における取組み状況

対象校 44校

優先して対策に取り組んだ小学校

9校

6学年全てが単学級の学校で、実施計画期間中に同じ状況が継続する見込みの学校

区	学校	学級数	児童数	最小クラス人数	※学級数、児童数は計画策定当時のもの
西区	幅下小	6学級	169人	24人	1学年の児童数が20人以下の学級のある学校は5校
	南押切小		166人	19人	
	江西小		105人	10人	
	那古野小		110人	15人	
中村区	豊臣小		151人	18人	
中区	御園小		69人	8人	
昭和区	白金小		150人	22人	
南区	大生小		171人	25人	
天白区	高坂小		153人	21人	

小規模校対策に取り組んだ結果・・・

小規模化が解消された小学校

3校

幅下小、江西小、那古野小



統合により
なごや小学校開校

小規模校対策が
進んでいない

4 小規模校対策が進まなかった理由

①保護者、地域との合意形成が困難

- 統合のメリットが分からない
- 通学距離が長くなることへの不安
- 学区に深い愛情がある
- 学校の跡地が何になるか不安 等

小規模校対策が進まなかった理由

②統合に至るまでの多くの調整

- 複数校の保護者・地域・学校と、統合の是非から始まり、統合する学校の場所や統合校名、教育活動の内容など、多くの調整のための時間がかかる。

③統合のルール、進め方等に課題

- 統合後の通学距離は概ね2キロが目安のため、統合の組合せが制限。
- 中学校区内の統合を前提。統合の組合せが限定。
- 取組む順番が固定(6学級の学校を最優先)され、柔軟に対策を進めることが困難。

IV 対策を見直す背景

1 進まない小規模校対策

○前計画では、小規模校対策の実現は1例のみ

○小規模校は現在74校

○少子化により、さらに拡大する可能性



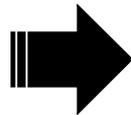
小規模校対策を着実に進める必要あり

2 小規模化の一方、過大規模校への取組みも課題に。

過大規模模校とは・・・

教育活動の展開や学校運営に支障が生じる31学級以上の小学校

これまでの取組み(H19～)



過大規模校数(H29):6校

- 学校の分離新設:5例
土地を取得し、分離新設校を建設。
- 通学区域の見直し等:5例
通学区域の変更等。

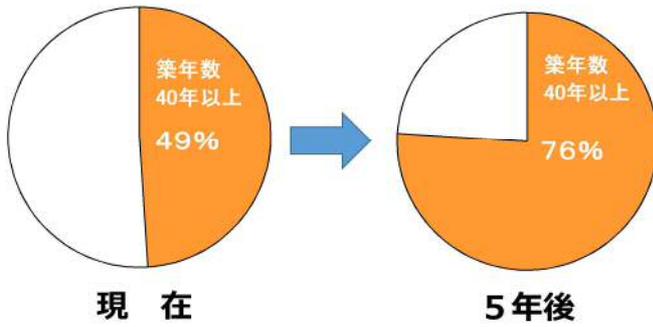
課題
「土地が確保できない」、「保護者・地域と合意が得られない」
など



過大規模化の対応を検討

3 施設の老朽化の進行

校舎の老朽化状況



必要な施設整備費



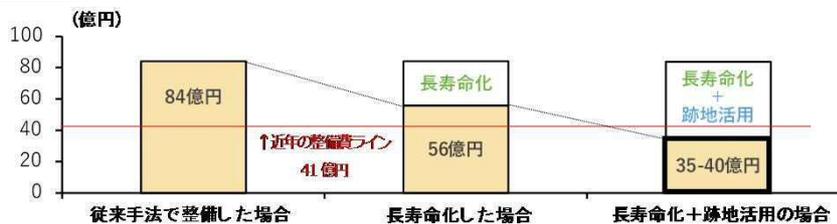
適切な老朽化対策が困難になる可能性

名古屋市学校施設リフレッシュプラン

「財政的に持続可能な範囲で、安心・安全・快適な環境が確保された学校施設」を目指す

従来の整備手法を見直し、校舎を原則80年使用するため、施設を長寿命化

整備費の検証



財政的に持続可能なものとするためには、長寿命化とともに保有資産量の適正化と跡地活用に取り組む必要があることが判明

今後の新たな取り組み

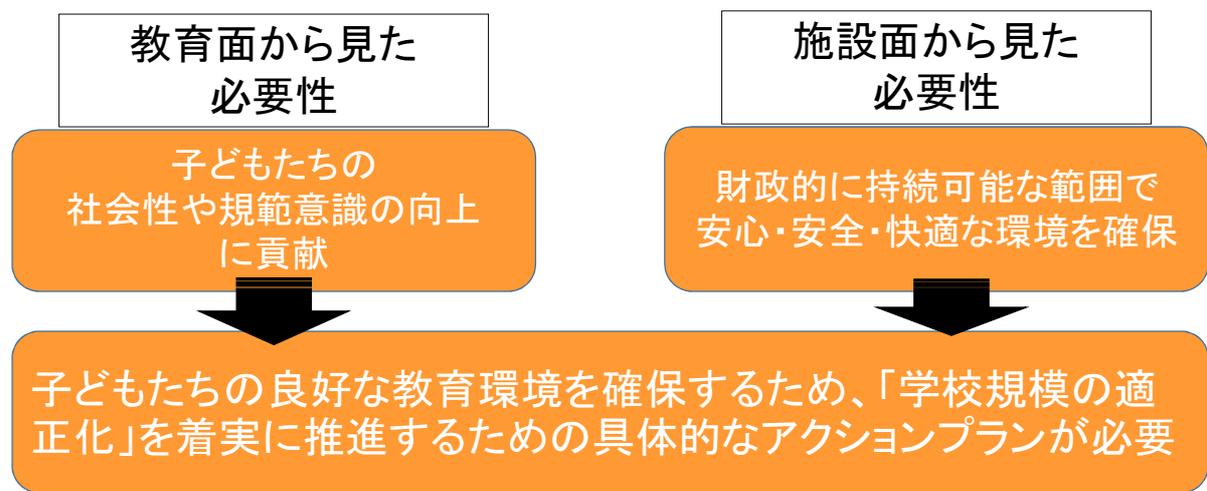
人口減少社会を見据え、プランを継続的に運用していくために、以下の新たな取り組みについて検討

1	整備手法・基準の見直し	●将来の人口減少や人口構造の変化を見据えた、柔軟な設計・整備手法の導入
2	保有資産の有効活用	●民間企業等の持つ資金、運営面、ノウハウなどの活用 ●地域コミュニティや防災の拠点形成を図るための、余裕教室の活用促進とともに、必要な教室と廃止する教室を区分
3	施設運営の効率化	●未利用地や既存の公的施設等の活用 ●プールなどの施設について、民間施設との連携や複数校の共同利用を含めた施設運営のあり方についての検討
4	施設の多目的活用	●学校の統合に合わせた施設の多目的化や他施設との複合化 ●学校統合時におけるコミュニティや防災等必要な機能の確保
5	良好な教育環境の確保	●学校の統合に際し、将来にわたって適正な学校規模(12~24学級)を維持できる手法や、施設一体型の小・中一貫教育校の設置

V 学校規模適正化を推進するために

1 学校規模適正化推進計画(仮称)の策定

①計画の策定が必要な理由



②計画期間

平成31年度～平成44年度(14年間)

③懇談会の構成、役割

学校規模適正化推進懇談会(全体会)

- 計画策定に向けて意見を聴取
- 各部会での意見をとりまとめ

学校規模適正化部会

- 対策が進まなかった原因の分析や新たな対策の具体化を検討

学校施設マネジメント部会

- 学校整備の手法や、空き教室の有効活用、施設の複合化等を検討

懇談会で意見をいただきながら、市教委が計画を作成

④計画策定スケジュール

時 期	内 容
平成29年 ～12月	懇談会への意見聴取
平成30年 ～2月	懇談会中間意見まとめ
～5月	計画中間案の作成
～10月	市民意見聴取(シンポジウム等の開催)
～12月	計画案の作成
平成31年 1月	パブリックコメントの実施
3月	計画策定・公表

必要に応じて、
懇談会で意見聴取

⑤目指す姿

学校規模の適正化に取り組み、平成44年の計画期間終了までに、小規模化及び過大規模化を解消し、良好な教育環境が確保された状態を目指します。